

大阪市橋梁維持管理に係るPM業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

大阪市橋梁維持管理に係るPM業務委託
契約期間 契約日から令和11年7月31日

2 選定した委託予定事業者

株式会社建設技術研究所 大阪本社

3 公募期間

令和8年3月2日(月)～3月23日(月)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略・順不同)

委員氏名	役職等
山口 隆司	大阪公立大学 教授
藤原 直樹	追手門学院大学 教授
鶴田 修一(第1回)	大阪大学 助教
石川 敏之(第2回)	関西大学 教授

(2)選定委員会の開催日

1 回目:令和8年1月6日(火)

2 回目:令和8年5月18日(月)

(3) 審査基準

① 資格審査基準

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。 また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の構成員全体で建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、代表者が令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿の種目「500建設コンサルタント」に登録していること。	
参加表明者の経験及び能力	専門技術力	成果の確実性 過去の業務実績の内容	平成27年度以降に完了した次に示す「規定業務1」及び、令和2年度以降に完了した次に示す「規定業務2」について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の業務実績を満たすものとする)。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 建設事業におけるPM（プロジェクトマネジメント）業務または、CM（コンストラクションマネジメント）業務 2. 新技術やAI等のDXを活用した業務改善の検討業務	様式－2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件 技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」及び「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。） エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、登録を受けている者。	様式－4を審査する

	専門技術力	過去の規定業務の実績内容	<p>平成27年度以降に完了した次に示す「規定業務1」及び、令和2年度以降に完了した次に示す「規定業務2」のいずれか又は両方について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。(共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。)</p> <p>なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。</p> <p>【規定業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設事業におけるPM(プロジェクトマネジメント)業務または、CM(コンストラクションマネジメント)業務 2. 新技術やAI等のDXを活用した業務改善の検討業務 	様式-5を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	<p>全ての手持ち業務(管理技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。</p>	様式-4を審査する
照査技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	<p>次のア～エのいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「建設一般」及び「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。</p> <p>エ. RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式-4を審査する
	専門技術力	過去の規定業務の実績内容	<p>平成27年度以降に完了した次に示す「規定業務1」及び、令和2年度以降に完了した次に示す「規定業務2」のいずれか又は両方について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。(共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。)</p> <p>なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。</p> <p>【規定業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設事業におけるPM(プロジェクトマネジメント)業務または、CM(コンストラクションマネジメント)業務 2. 新技術やAI等のDXを活用した業務改善の検討業務 	様式-5を審査する

<p style="text-align: center;">業 務 実 施 体 制</p>	<p style="text-align: center;">業務実施体制の妥当性</p>	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 <p>※業務の主たる部分とは、 本業務における調査業務や印刷などの軽微な業務を除く業務とする。</p>	<p style="text-align: center;">様式－３を 審査する</p>
--	---	--	---

② 技術提案書評価基準

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(i) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。
 評価は①～⑮の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点（小数点第2位まで表示）で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点
 A' の場合は、配点×4/5点 B' の場合は、配点×2/5点 C の場合は、0点

特定 テーマ1	内容	本市では、平成20年度に橋梁アセットマネジメントサイクルを構築し、予防保全を基本とした橋梁維持管理を行ってきた。しかし、人事異動による担当職員の交代や、担当ラインの分離等の理由により、継続性や実行性が低下していたことから、令和6年度～令和7年度に、橋梁アセットマネジメントサイクルを再構築した。 本業務では、再構築した橋梁アセットマネジメントサイクルを効果的・効率的に運用し、継続的な橋梁維持管理や事業推進を図ることを目的としている。 この目的を達成するために、アセットマネジメントサイクルを運用していくうえで必要な留意点をあげたうえで、解決方法や工夫点を述べること。
特定 テーマ2	内容	本市では、令和7年3月に「大阪市橋梁点検要領 新技術活用ガイドライン」を策定し、飛行型ドローンを活用した橋梁点検を実施してきた。 橋梁アセットマネジメントを継続的に実施し、さらなる効率化を図るため、新技術やAI等のDXの導入・活用を想定している。 そこで、今後新技術が次々現れていく中で、橋梁アセットマネジメントに新技術やAI等のDXを探索・導入・活用するうえでの課題と、それに対する留意点をあげるとともに、その検討プロセスについて述べること。

〈評価シート及び評価例〉

評価項目		評価の着眼点	配点			評価	備考
			項目別	複数時配分	項目別配分		
の 経 験 及 び 能 力	管理 技術者	過去の規定業務の実績 内容	15	12	7	A	①
		専任性（他の業務との 兼任状況）			5	A	②
	照査 技術者	過去の規定業務の実績 内容		3	3	B	③
表 ・ そ の 他	業務 の 理 解 度	目的、条件、内容の理解	15	4	4	A	④
		業務実施手 順(フロー・ 工程表)			4	B	⑤
	その他	業務量把握、人員配置 の妥当性		8	4	A	⑥
		重要事項の指摘		3	3	A	⑦
特定 テーマ に 対 す る 技 術 提 案	特定 テーマ1	的 確 性	70	40	5	A	⑧
					キーワードの網羅	5	B
		実 現 性			20	A	⑩
		独 創 性			10	B	⑪
	特定 テーマ2	的 確 性		30	5	A	⑫
					キーワードの網羅	5	B
		実 現 性			10	A	⑭
		独 創 性			10	B	⑮
合計(100点満点)			100.0				

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点			A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	管理技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—		①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が3億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	手持ち業務の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満
	照査技術者	専門技術力	過去の規定業務の実績内容	照査技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	照査技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容が十分に理解されている。	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解が不十分である	④	
	業務実施手順（フロー・工程表）	実務手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である。	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順に矛盾がある	⑤
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量が適切に把握されており、不測の事態にも対応できる人員配置である。	—	左右に該当しない	—	業務量の把握が不適切である	⑥
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑦
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている。	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑧
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）。	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満である	⑨
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説明力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されており説得力のない手案	⑩
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑪
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑫
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）。	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満である	⑬
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説明力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されており説得力のない手案	⑭
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑮

(4) 審査を行った事業者(五十音順)
株式会社 建設技術研究所 大阪本社

(5) 審査の結果

評価項目		評価の着眼点	ア社		
			評価	点数	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	7	
		専任性(他の業務との兼任状況)	A'	4	
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績	A	3	
実施方針 実施フロー 工程表 その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	A	4	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実務手順の妥当性	B	2.4	
		業務量把握、人員配置の妥当性	A	4	
	その他	重要事項の指摘	A	3	
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	A	5
			キーワードの網羅	B	3
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	B	12
		独創性	独創的で高度な提案があるか	A	10
	特定テーマ2	的確性	課題の理解度	A	5
			キーワードの網羅	A'	4
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	B	6
		独創性	独創的で高度な提案があるか	C	0
合計(100点満点)			72.4		